

令和 8 年 度

燕市明るい選挙推進協議会総会

と き 令和 8 年 6 月 26 日 (金)

午後 3 時 00 分から

ところ 燕市吉田産業会館 1 階 第 1 会議室

1. 開 会

2. 挨 拶

燕市明るい選挙推進協議会 会長 山 中 初 美

3. 議 題

- (1) 令和7年度事業報告並びに決算報告について
- (2) 令和7年度会計監査報告について
- (3) 令和8年度事業計画並びに予算（案）について
- (4) 研修視察について
- (5) その他

4. 研 修

5. 閉 会

令和7年度 事業報告

自令和7年4月 1日

至令和8年3月31日

月 日	事 業 等
5月8日	理事会開催（令和7年度総会の運営について）
5月23日	明るい選挙啓発ポスターコンクール作品募集開始
5月27日	明るい選挙啓発ポスター作品募集にかかる学校訪問 （分水中、燕中、吉田小、燕北小、燕東小）
6月5日	明るい選挙出前授業（燕南小学校）
6月6日	総会の開催並びに懇親会 { 令和6年度会務報告並びに決算報告について 令和6年度会計監査報告について 役員の改選について 令和7年度事業計画並びに予算（案）について 研修視察について 明るい選挙推進協議会の内規の改正について
6月16日～ 18日	燕市議会定例会傍聴（自由参加）
7月4日～ 7月19日	【参議院議員通常選挙】期日前投票管理者従事 街頭啓発（7月9日4か所、7月14日4か所 のべ24人参加）
9月9日～ 11日	燕市議会定例会傍聴（自由参加）
9月16日	明るい選挙啓発ポスター審査会（応募総数41点） 特選5点、入選15点

月 日	事 業 等
10月11日～ 10月18日	【燕市長選挙・燕市議会議員補欠選挙】期日前投票管理者従事 街頭啓発（10月15日6か所 11人参加）
11月26日	明るい選挙出前授業（分水北小学校）
12月12日～ 17日	〕 燕市議会定例会傍聴（自由参加）
12月15日	市区町村選挙管理委員会啓発指導者研修会（新潟県庁） 山中会長、齋藤推進員（選管委員）出席
1月28日～ 2月7日	【衆議院議員総選挙】期日前投票管理者従事 街頭啓発（実施なし）
2月24日	新有権者啓発冊子封詰め作業の実施（理事のみで対応） 新有権者啓発冊子発送（708通）※18歳の者 （※燕市明るい選挙推進協議会研修会は衆院解散により中止）
3月4日～ 10日	〕 燕市議会定例会傍聴（自由参加）
11月7日～ 12月10日	〔選挙用具貸出〕 燕中等教育学校 11/7～11/17、燕北中学校 12/2～12/5、 小池中学校 11/27～12/2、分水中学校 12/2～12/10、 吉田中学校 12/2～12/8、燕中学校 12/1～12/3

令和7年度 歳入歳出決算書

自 令和 7年4月 1日
至 令和 8年3月31日

(歳 入)

○ 前年度繰越金	174,403 円
○ 会 費 (@5,000円×19人)	95,000 円
○ 預金利息	380 円

合 計	269,783 円
-----	-----------

(歳 出)

○ 総会終了後懇親会補助	23,000 円
○ 新年会補助	0 円
○ 研修視察補助	0 円
○ 総会時お茶代	0 円
○ 街頭啓発時お茶代	0 円
○ 研修会時お茶代	0 円
○ 慶弔費、その他	5,500 円

合 計	28,500 円
-----	----------

歳入歳出差引241,283円は翌年度に繰り越す。

総会終了後懇親会収支決算書

(令和7年6月6日 てまりの湯)

(収 入)

- | | |
|------------------------|----------|
| ○ 出席者負担金 (@3,000円×11人) | 33,000 円 |
| ○ 令和7年度歳出予算から | 23,000 円 |

計	56,000 円
---	----------

(支 出)

- | | |
|------------|----------|
| ○ てまりの湯へ支払 | 56,000 円 |
|------------|----------|

計	56,000 円
---	----------

新 年 会 収 支 決 算 書

令和7年度は実施せず

(収 入)

- | | |
|---------------|-----|
| ○ 出席者負担金 | 0 円 |
| ○ 令和7年度歳出予算から | 0 円 |

計	0 円
---	-----

(支 出)

- | | |
|---|-----|
| ○ | 0 円 |
|---|-----|

計	0 円
---	-----

研 修 視 察 予 算

令和7年度は実施せず

(収 入)

- | | |
|----------------------------|-----|
| ○ 出席者負担金 | 0 円 |
| ○ 市支給旅費（隔年支給、7年度は支給有だが未実施） | 0 円 |
| ○ 令和7年度歳出予算から | 0 円 |

計	0 円
---	-----

(支 出)

- | | |
|--------------|-----|
| ○ 宿泊費等 | 0 円 |
| ○ 宴会飲物代 | 0 円 |
| ○ 昼食代等 | 0 円 |
| ○ マイクロバス借上料等 | 0 円 |
| ○ 入館料及び雑費 | 0 円 |
| ○ 高速料金、保険料等 | 0 円 |

計	0 円
---	-----

議題(2)

会計監査報告書

燕市明るい選挙推進協議会規約第7条の規定により、令和7年度歳入歳出決算状況について、帳簿証拠書類を照合した結果、適正であることを認めます。

令和 8 年 4 月 20 日

監査委員

本多 孝夫 

燕市明るい選挙推進協議会

会 長 山 中 初 美 様

令和8年度 事業計画について (案)

令和8年度における啓発活動等について (案)

実施月	実 施 予 定 事 業
5 月	○理事会開催（5月8日（木）実施・令和8年度総会の日程について） ○明るい選挙啓発ポスター募集開始 ○新潟県知事選挙執行 期日前投票所管理者従事、街頭啓発（5月15日、26日実施）
6 月	○理事会開催（6月11日（木）実施・令和8年度総会について） ○明るい選挙啓発ポスター作品募集に学校訪問 （6月11日（木）理事3名同行） ○明るい選挙出前授業：燕南小学校 （6月18日（木）実施 理事3名参観） ○明るい選挙推進協議会総会並びに懇親会（6月26日（金）実施） ○燕市議会定例会傍聴（自由参加）
9 月	○明るい選挙啓発ポスター審査会（9月16日（水）実施） ○燕市議会定例会傍聴（自由参加）
10 月	○燕市議会議員一般選挙執行 期日前投票所管理者従事、酒食不提供看板配布、街頭啓発（1回予定）
12 月	○研修視察（視察先は理事会で決定） ○燕市議会定例会傍聴（自由参加）
2 月	○明るい選挙推進協議会研修会並びに新年会 ○新有権者啓発事業（啓発冊子等の発送）
3 月	○燕市議会定例会傍聴（自由参加）
随 時	○小・中・高等学校への選挙用具貸出事業 ○明るい選挙出前授業 ○県選管主催の各種研修会参加

令和8年度 歳入歳出予算書（案）

自 令和 7年4月 1日
至 令和 8年3月31日

（歳 入）

○ 前年度繰越金	241,283 円
○ 会 費（@5,000円×19人）	95,000 円
○ 預金利息	10 円

合 計	336,293 円
-----	-----------

（歳 出）

○ 総会終了後懇親会補助	38,000 円
○ 研修視察補助	50,900 円
○ 新年会補助	38,000 円
○ 総会費	0 円
○ 研修会費	0 円
○ 街頭啓発時飲み物代	0 円
○ その他（予備費）	209,393 円

合 計	336,293 円
-----	-----------

議題(3)－3

総会終了後懇親会予算（案）

(収 入)

- | | |
|-----------------------|----------|
| ○ 出席者負担金（@3,000円×19人） | 57,000 円 |
| ○ 令和8年度歳出予算から | 38,000 円 |

計	95,000 円
---	----------

(支 出)

- | | |
|--------------------|----------|
| ○ 料 理（@3,000円×19人） | 57,000 円 |
| ○ 飲み物（@2,000円×19人） | 38,000 円 |

計	95,000 円
---	----------

議題(3)－4

研 修 視 察 予 算 (案)

(収 入)

○ 出席者負担金 (@22,000円×19人)	418,000 円
○ 市支給旅費 (隔年支給)	0 円
○ 令和8年度歳出予算から	50,900 円

計	468,900 円
---	-----------

(支 出)

○ 宿泊費等 (@16,000円×19人)	304,000 円
○ 宴会飲物代 (@2,000円×19人)	38,000 円
○ 昼食代等 (@1,800円×19人×2日)	68,400 円
○ マイクロバス借上料等	0 円
○ 入館料及び雑費 (@1,500円×19人)	28,500 円
○ 高速料金、保険料等	30,000 円

計	468,900 円
---	-----------

新 年 会 予 算 (案)

(収 入)

- | | |
|------------------------|----------|
| ○ 出席者負担金 (@5,000円×19人) | 95,000 円 |
| ○ 令和8年度歳出予算から | 38,000 円 |

計	133,000 円
---	-----------

(支 出)

- | | |
|---------------------|----------|
| ○ 料 理 (@5,000円×19人) | 95,000 円 |
| ○ 飲み物 (@2,000円×19人) | 38,000 円 |

計	133,000 円
---	-----------

議題(4)

令和8年度 研修視察について (案)

- 時 期 12月ごろ
- 視 察 地 県内市町村を予定
- 交通機関 市の公用車を使用予定

※県内日帰りでの研修を調整中です。原則隔年開催となっているため、令和8年度は市からの補助が出ない点についてご了承ください。

(参考)

昭和58年度	福島県喜多方市	平成18年度	見附市 (意見交換会)
59年度	糸魚川市	19年度	福島県田村市
60年度	村上市	20年度	(衆議院解散不明のため中止)
61年度	両津市	21年度	富山県氷見市
62年度	群馬県藤岡市	22年度	(市議選等のため中止)
63年度	石川県七尾市	23年度	山形県米沢市
平成 元年度	長野県中野市	24年度	(衆議院解散不明のため中止)
2年度	山形県天童市	25年度	栃木県小山市
3年度	栃木県栃木市	26年度	(市議選のため中止)
4年度	福島県二本松市	27年度	上越市
5年度	石川県松任市	28年度	(選挙が続いたため中止)
6年度	長野県佐久市	29年度	※ 長野県小諸市
7年度	山形県酒田市		(衆議院解散のため中止)
8年度	群馬県太田市	30年度	(県知事・市議選のため中止)
9年度	村上市	令和 元年度	長野県小諸市
10年度	富山県立山市、石川県加賀市	2年度	(隔年開催のため、実施せず)
11年度	山形県米沢市、宮城県白石市	3年度	(新型コロナにより中止)
12年度	長野県岡谷市	4年度	(隔年開催のため、実施せず)
13年度	福島県須賀川市	5年度	山形県遊佐町
14年度	岐阜県高山市	6年度	(隔年開催のため、実施せず)
15年度	(住民投票等選挙が続く中止)	7年度	市長選及び(衆議院解散のため中止)
16年度	※ 茨城県古河市		
	(中越地震のため中止)		
17年度	群馬県桐生市		

燕市明るい選挙推進協議会内規

〔年会費〕

1. 年会費は、5,000円とする。ただし、任期満了時において退任される方からの年会費は徴収しないものとする。

〔慶弔規程〕

1. 推進員が死亡された場合は、香典5,000円を贈る。この場合、事務局は他の推進員に当該推進員が死亡した旨を連絡する。

2. その他不慮の災害による被害を受けた場合は、被害の程度によりその都度会長と協議のうえ決める。

3. 上記1から2の場合において、当該推進員からの返礼品等による御礼は行わないこととする。

※ この内規は、昭和50年4月1日から施行する。

※ 内規一部改正（平成4年5月12日）

内規1中、見舞金3,000円を5,000円に、内規2中、香典3,000円を5,000円に改め、平成4年5月12日から施行する。

※ 内規一部改正（平成9年12月9日）

内規2中「この場合、事務局は他の委員に当該委員が死亡した旨連絡する。」を加え、平成9年12月9日から施行する。

※ 内規全部改正（令和5年5月25日）

年会費を3,000円とする規定を加えて全部を改正し、令和5年5月25日から施行する。

※ 内規一部改正（令和 6 年 5 月 3 1 日）

年会費 1 中、年会費 3, 0 0 0 円を 5, 0 0 0 円に改め、慶弔規程 1 を削り、慶弔規程 2 から 3 までを 1 ずつ繰り上げ、慶弔規程 4 中、「上記 1 から 3 の場合」を「上記 1 から 2 の場合」に改め、同規定を慶弔規程 3 とし、令和 7 年 4 月 1 日から施行する

燕市明るい選挙推進協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、燕市明るい選挙推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、民主政治の健全な発展を図るために、燕市における選挙人の政治意識の高揚に努める等、明るい選挙の実現を期することを目的とする。

(組 織)

第3条 協議会は、燕市明るい選挙推進員をもって組織する。

(任 期)

第3条の2 燕市明るい選挙推進員の任期は2年とする。但し、再任をさまたげない。

(事務局)

第4条 協議会の事務局は、燕市選挙管理委員会の事務局内におく。

(事 業)

第5条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 明るい選挙運動の企画・調査研究を行い、これを推進すること。
- (2) 関係機関及び団体の連絡調整を図ること。
- (3) その他目的達成に必要な事業

(役 員)

第6条 協議会に次の役員をおく。

会 長	1 名
副会長	2 名
理 事	若干名

2. 役員は総会において互選し、その任期は推進員の任期とする。
3. 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
4. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
5. 理事は、協議会の常時の執行に参画する。
6. 役員参与として、顧問、相談役を置くことができる。なお、任期は役員の例による。

(監査委員)

第7条 協議会の会計を監査するため監査委員をおく。

2. 監査委員は、年1回及び必要があると認めたときは、協議会の会計を監査してその結果を公表しなければならない。
3. 監査委員は、会長の指名により選任し、その任期は推進員の任期とする。

(会 議)

第8条 協議会の会議は、総会及び理事会とする。

2. 総会は、推進員全員をもって構成する。
3. 理事会は、第6条第1項の役員をもって構成する。なお、会長が必要と認めるときは、同条第6項の役員参与に理事会への出席を求め、意見を聴くことができる。
4. 総会及び理事会は、必要な都度会長が召集し、会長が議長となって会議を運営する。
5. 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の議決事項)

第9条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の改正
- (2) 構成員の変更
- (3) 事業計画の樹立に関する事項
- (4) その他重要な事項

(事務局の職員)

第10条 協議会の書記は、燕市選挙管理委員会の書記をもってこれにあてる。

2. 書記は会長の命を受け、協議会の庶務に従事する。

(会計年度)

第11条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第12条 協議会の経費は、推進員からの年会費、各事業への参加費及びその他の収入をもって充てる。

(補 則)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定めることができる。

附 則

この規約は、昭和 47 年 8 月 2 日から施行する。

附 則 （昭和 48 年 12 月 11 日）

この規約は、昭和 48 年 12 月 11 日から施行し、昭和 47 年 8 月 2 日から適用する。

附 則 （昭和 63 年 5 月 26 日）

1. 第 3 条の 2 及び第 6 条第 2 項の任期については、昭和 62 年 8 月 1 日から始まる任期に限り「3 年」を「2 年 8 か月」とする。
2. この規約は、昭和 63 年 5 月 26 日から施行し、昭和 62 年 8 月 1 日から適用する。

附 則 （平成 13 年 5 月 8 日）

この規約は、平成 13 年 5 月 8 日から施行し、平成 11 年 5 月 1 日から適用する。

附 則 （平成 23 年 3 月 31 日）

この規約は、平成 23 年 3 月 31 日から施行する。

附 則 （平成 27 年 5 月 29 日）

この規約は、平成 27 年 5 月 29 日から施行する。

附 則 （令和 5 年 5 月 25 日）

この規約は、令和 5 年 5 月 25 日から施行する。

燕市明るい選挙推進協議会推進員名簿

R8. 6. 26現在

番号	役 職	氏 名	住 所	電話番号	備 考
1	会長	山 中 初 美			
2	副会長	伊 東 信 一			
3	副会長	田 中 喜代子			
4	理事	梅 澤 京 子			
5	理事	廣 瀬 苗 子			
6	理事	玉 橋 康 雄			
7		相 場 恵美子			
8		大 倉 剛			
9		大 島 深 雪			
10		川 上 正 和			
11		齋 藤 啓 子			
12		佐 野 満 子			
13		関 美 栄 子			
14		滝 澤 朱 美			
15		長 岡 功			
16		藤 井 吉 則			
17		星 野 友 栄			
18	監査	本 多 孝 夫			
19		吉 田 信 子			

※役員以外は五十音順で掲載